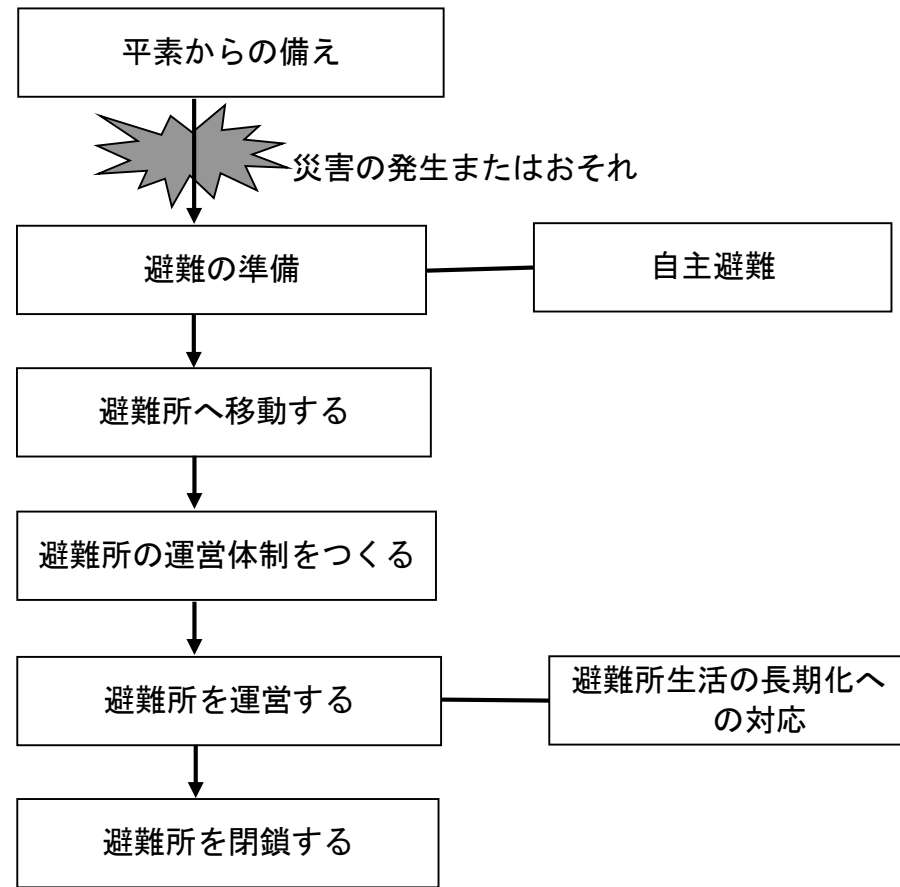


黒滝村避難所運営マニュアルの概要（住民用）

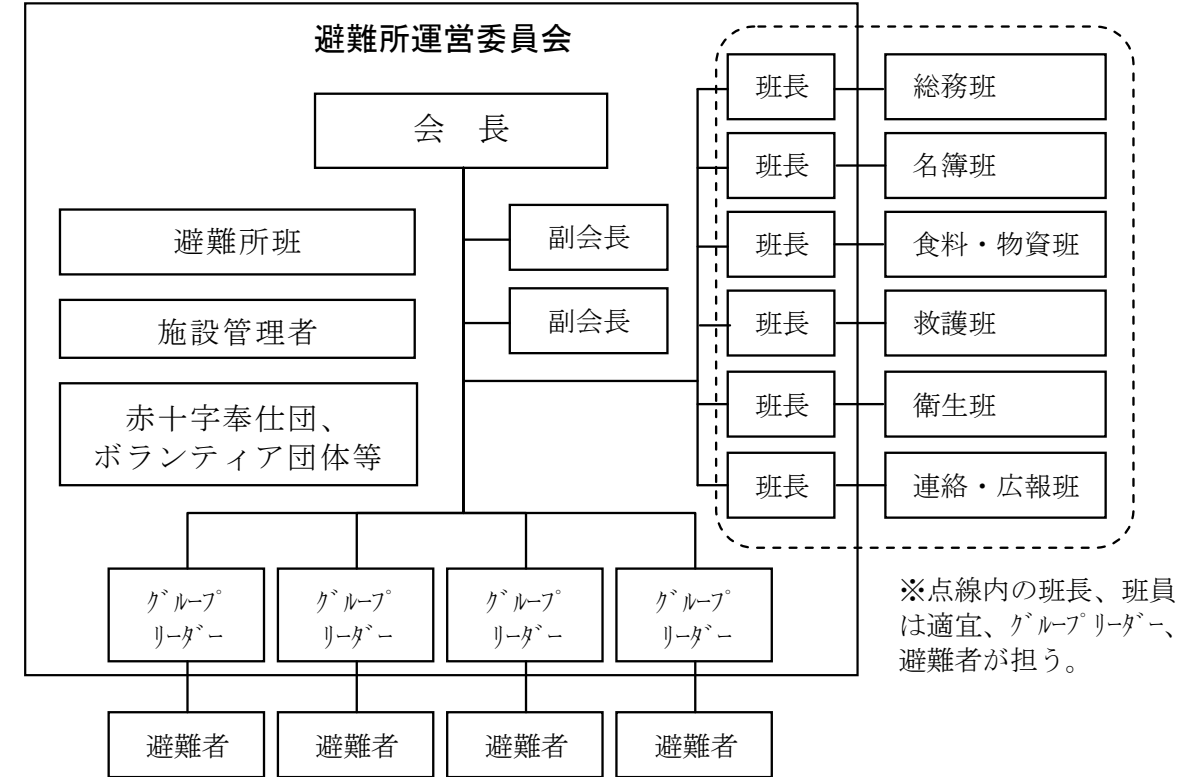
＜住民の避難行動のフロー＞



＜主体者別の行動一覧＞

段階	避難者	避難所運営委員会
平素からの備え	(1) 避難所開設・運営訓練	
避難の準備	(1) 避難の準備	
自主避難への対応	(1) 自主避難 (2) 自主避難の報告 (3) 避難所開設準備	
避難所を開設する	(1) 避難者名簿の記入 (2) 避難所ルールの遵守	
避難所の運営体制をつくる	(1) 短期的な避難運営体制の確立 (2) 長期的な避難運営体制の確立	
避難所を運営する	(1) 短期的な避難所運営	(1) グループの編成 (2) 運営委員会の開催 (3) 運営委員会の組織編成 (4) 避難所生活ルールの周知徹底 (5) ボランティアの受入れ
避難所生活の長期化への対応		(1) グループの再編 (2) レイアウトの再配置 (3) 避難者ニーズの報告 (4) 避難所における感染症対策
避難所を閉鎖する	(1) 避難所運営委員会の解散 (2) 避難所の閉鎖 (3) 帰宅及び移動	

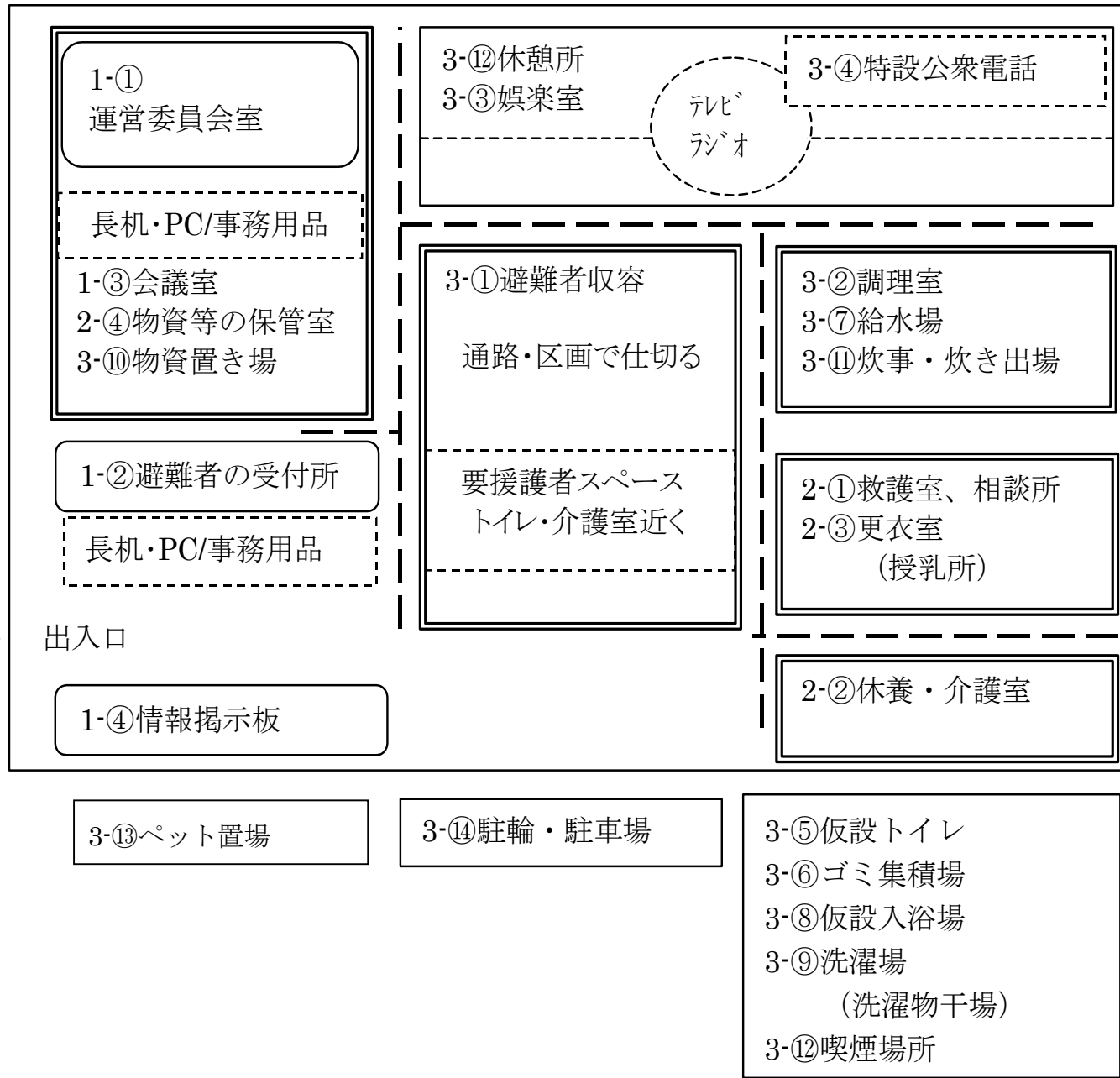
＜避難所運営委員会の組織例＞



＜避難所における役割分担＞

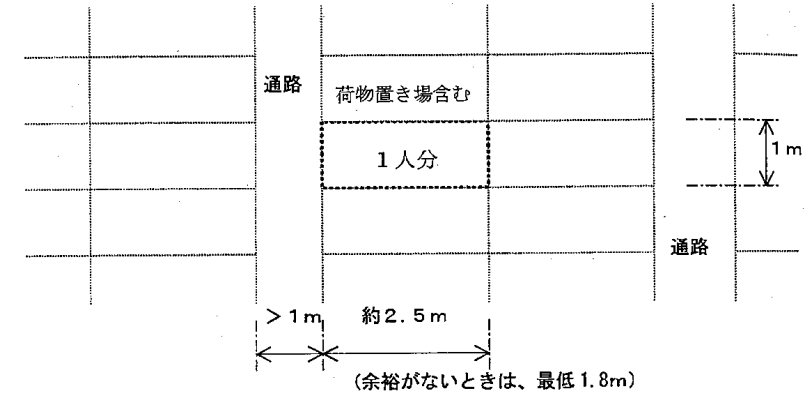
班・窓口	役割
総務班 (総合相談窓口)	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部との連絡調整 配車、輸送 危険箇所への対応 他団体との連絡調整 <ul style="list-style-type: none"> 避難所レイアウトの設定・変更 避難施設の安全確認 防火・防犯
名簿班 (避難者受付)	<ul style="list-style-type: none"> 避難者名簿 外泊者の管理 避難者への伝言 郵便物等の取り次ぎ <ul style="list-style-type: none"> 避難所出入者の管理 安否確認等問合せ 来客への対応
食料・物資班 (食料・物資窓口)	<ul style="list-style-type: none"> 食料・物資の調達 食料・物資の管理・配布 <ul style="list-style-type: none"> 食料・物資の受入れ、引き渡し 炊き出し
救護班 (救護窓口)	<ul style="list-style-type: none"> 巡回支援チームとの連絡 巡回支援チームの補助
衛生班 (衛生窓口)	<ul style="list-style-type: none"> 清掃・消毒 トイレの設置・管理 ペット対策 <ul style="list-style-type: none"> ごみ処理 風呂の設置・管理 その他の環境衛生
連絡・広報班 (広報窓口)	<ul style="list-style-type: none"> 災害等の広報 掲示板の作成 特設電話の設置、管理 災害ボランティアの活動支援 <ul style="list-style-type: none"> 情報の管理 避難所の記録 取材陣への対応

< 避難所の配置レイアウト例（体育館の場合） >



避難スペースの区割り

- ・基本的には、大勢の避難者と安心して一緒にいられる広いスペースに誘導する。
- ・可能であれば、ビニールテープ等で通路、境界等を表示する。
- ・各避難所の就寝スペースが、可能な限り幅員1m以上の通路に接するようにする。
- ・誘導時に、地区別等の20～30人程度のグループ化を促す。



< 避難所における共通理解ルール >

この避難所の共通理解ルールは次のとおりです。

避難する方は、守るよう心がけて下さい。

黒滝村災害対策本部

- この避難所は、地域の防災拠点です。
- この避難所の運営に必要な事項を協議するため、施設の管理者、避難者などの代表からなる避難所運営委員会（以下「委員会」という。）を組織します。
 - 委員会は、毎日午前.....時と午後.....時に定例会議を行うことにします。
 - 委員会の運営組織として、総務、名簿、食料・物資、救護、衛生、連絡・広報の運営班を避難者で編成します。
- 避難所は、災害等が収まり、安全が確認され、破壊された電気、水道などのライフラインが復旧する頃を目処に閉鎖します。（避難者の方々の復帰）
- 避難者は、家族単位で登録する必要があります。
 - 避難所を退所する時は、委員会に転居先を連絡して下さい。
 - 犬、猫など動物類を室内に入れることは禁止します。また、避難者に迷惑がかからないようにして下さい。
- 職員室、保健室、調理室など施設管理や、避難者全員のために必要となる部屋(共有スペース)、又は危険な部屋には、避難できません。
 - 避難所では、利用する部屋の移動を定期的に行います。
- 食料、物資は、原則として全員に配給できる量が確保できるまでは配給をしません。
 - 食料、生活物資は避難者の組ごとに配給します。
 - 特別な事情の場合は、委員会の理解と協力を得てから行います。
 - 配給は、避難所以外の近隣の人にも等しく行います。
 - ミルク・おむつなど特別な要望は、.....室で対応します。
- 消灯は、夜.....時です。
 - 廊下は点灯したままとし、体育館などは照明を落とします。
 - 職員室など管理に必要な部屋は、盗難などの防止のため点灯したままとします。
- 放送は、夜.....時で終了します。
- 電話は、午前.....時から夜.....時まで、受信のみを行います。
 - 放送により呼び出しを行い、伝言を行います。
 - 公衆電話は、緊急用とします。
- トイレの清掃は、朝.....時、午後.....時、午後.....時に、避難者が交替で行うことにします。
 - 清掃時間は、放送を行います。
 - 水洗トイレは、大便のみバケツの水で流して下さい。
- 飲酒・喫煙は、所定の場所以外では禁止します。なお、裸火の使用は厳禁とします。
- ゴミは、分別して指定された場所に出して下さい。
- 各種伝達情報は、避難所の掲示板に貼り出します。
- 屋外の避難者で組を編成し、代表を選出して下さい。
- 屋外避難者の皆さんも上記のルールを守って下さい。

避難者のみなさんは、当番などを通じて自主的に避難所運営に参加して下さい。